

土 総 第 9 9 9 号
平成27年3月18日

隠岐支庁県土整備局長 様
土木部各課長 様
土木部地方機関の長 様

土 木 部 長
(土木総務課・技術管理課)

最低制限価格を設定した入札の試行継続について（通知）

このことについて、著しい低価格入札を防止し、インフラの品質確保及び下請企業へのしわ寄せを防止することを目的として、経済対策等の執行方針により試行を行っているところです。今年度、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成を目的として公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正されたことに伴い、引き続き発注者として極端な低価格競争を排除していく必要があります。

については当面の間、下記のとおり試行を継続することとしますので、適切な対応をお願いします。

記

1. 総合評価方式により発注する工事について

請負対象額が1億円未満の総合評価方式による入札について、最低制限価格を設定した入札を試行する。

2. 業務委託について

設計金額が1,000万円未満の業務委託（測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント及び補償コンサルタント）について、最低制限価格を設定した入札を試行する。

3. 最低制限価格の算出

最低制限価格の算出は、工事及び業務とも別に定めるものとする。

4. 適用日

平成27年4月1日以降に入札公告及び指名通知する工事から適用する。